

様式第8 法第49条第1項及び第4項第4号・第5号関係（農地転用の許可・農用区域内の
開発行為の許可）

1 復興整備計画の区域における被災関連市町村の農業の健全な発展を図るための施策の推進
に関する基本的な事項

① 被災市町村の農業の復興及び発展の基本的な方針

- ・津波被害を受けた農地については、早期に復旧、復興を図る。（浸水農地面積1,771haのうちH24作付面積1,099ha）
- ・水稻を中心とした作付を行っていた沿岸部、内陸部の農地については、引き続き水稻を中心とし、大区画ほ場整備や農地の利用集積を進める。
- ・施設園芸を行っていた沿岸部農地については、引き続き施設園芸を中心とした高付加価値型農業を振興するとともに、沿岸部農地からの移転を図る農業者のために、内陸部農地に施設園芸の拡大を図るための施設整備を行う。
- ・防災集団移転後の農業集落跡地は農地、農業関連施設等の整備を行い、農業用途としての跡地利用を行う。

② 農業関係施策の推進に関する方針（農業生産基盤整備等の実施予定等）

- ・沿岸部の大川、北上地区農地の災害復旧事業を推進する。（宮城県事業）
- ・大川、北上、飯野川、真野大谷地、三輪田、河南4期、鹿又、広瀨沼の8地区で施工中のほ場整備事業を推進する。（宮城県事業）

【参考】											
受益面積											
大川	413ha	北上	294ha	飯野川	322ha	真野大谷地	160ha				
三輪田	113ha	河南4期	105ha	鹿又	585ha	広瀨沼	698ha				
<u>H23</u>											
事業進捗率（H22年度末 事業費ベース）											
	<u>74.2%</u>		<u>47.8%</u>		<u>76.5%</u>		<u>77.4%</u>				
大川	73.5%	北上	56.4%	飯野川	75.1%	真野大谷地	69.8%				
	<u>54.8%</u>		<u>64.5%</u>		<u>2.6%</u>		<u>2.2%</u>				
三輪田	51.7%	河南4期	63.5%	鹿又	1.6%	広瀨沼	1.4%				
農地集積率											
大川	H22	49.9%	→	H28	61.9%	北上	H22	56.9%	→	H28	61.5%
飯野川	H22	47.9%	→	H28	61.2%	真野大谷地	H22	69.6%	→	H25	69.6%
三輪田	H22	45.0%	→	H27	64.0%	河南4期	H22	54.9%	→	H28	67.5%
鹿又	H22	0.0%	→	H31	65.1%	広瀨沼	H22	8.3%	→	H31	66.1%

- ・釜地区（旧石巻市）で行われていた施設園芸について、復興交付金事業を活用した施設整備を行い、営農再開に向けた取組みを支援する。
- ・須江地区（旧河南町）、蛇田地区（旧石巻市）の農地については、施設園芸の生産拡大のため、復興交付金事業を活用した施設整備を行う。また、食料供給施設や六次産業化の推進等に向けた直売施設、加工施設の整備を行う。
- ・北上地区に地域の被災農業者が共同利用できる乾燥調製貯蔵施設の整備を行うほか、同地区及び大川地区の被災農業者に対して、市で導入する農業用機械施設等を貸与するなどの取組により、営農活動の再開支援、農地利用集積の促進、農業経営の効率化等を図る。
- ・大川、北上地区の農業集落跡地は、農地として活用可能なエリアについては、復興交付金事業を活用し農地整備を行う。農地としての活用が難しいエリアについては、通勤型農業に対応するための共同利用施設等の整備を行う。
- ・~~北上川沿岸の河北、北上地区については、復興特区制度等を活用した、農業法人等の新規参入を推進する、農地集積推進地区とする。~~

- ・津波による浸水被害地域及びその隣接地域については、宮城県と共同申請を行った民間投資促進特区（農業版）の認定を受けたことから、本制度を活用して農業法人の新規参入等を推進する。
- ・牡鹿半島の鮫浦、谷川、大谷川の3地区では農地集積の取組みとして、農山漁村地域復興基盤総合整備事業を活用した農業生産基盤の整備を行い、農業経営の効率化を推進する。（宮城県事業）

2 1の施策を推進するために必要な農地の確保及びその利用に関する基本的な事項

① 農地の確保の方針（農地制度・農業振興地域制度の適正な運用及び諸施策を通じた農地の確保の方針）

- ・大川、北上、飯野川、真野大谷地、三輪田の5地区については、農地復旧事業と併せてほ場整備事業を継続し、優良農地の拡大及び確保を図る。
- ・内陸部で実施中の鹿又、広渕沼、河南4期地区のほ場整備を推進し、優良農地を確保する。
- ・新市街地周辺の蛇田、須江地区の農地については引き続き優良農地として確保することを基本とする。
- ・大川、北上地区の農業集落跡地については、農地整備に向けた調査を行い、可能な限り農地としての利用を行う。
- ・計画区域内の農用地区域外の農地については、積極的に農用地区域へ編入し、農地の確保を図る。
- ・牡鹿半島の鮫浦、谷川、大谷川の3地区については、農業生産基盤の整備を行い、優良農地の拡大及び確保を図る。

② 農地の利用の方針（住宅地等の移転跡地の農業利用を含む）

- ・計画区域内で津波被害を受けた、大川、北上、飯野川、三輪田、真野大谷地地区については、農地として復旧・復興することを基本として、引き続き水稻を中心とした農地利用を図る。（1,302ha）
- ・大川、北上地区の集団移転跡地については、農地、農業用施設用地として復旧、復興することを基本とする。（大川地区 10ha、北上地区 10ha）
- ・須江地区の農地については、高付加価値型農業や六次産業化を視野に入れた、農地の高度利用を推進する。（120ha）
- ・~~河北、北上地区農地については、農業法人の新規参入などによる農地集積推進地区とする。（河北、北上地区ほ場整備 1,142ha）~~
- ・民間投資促進特区（農業版）の認定を受けた地域については、農業法人の新規参入等による、農地集積を推進する。（6,836ha）

③ 復興整備事業ごとの農地等との調整状況

別紙様式のとおり

3 当該土地利用方針に係る被災関連都道府県の知事の意見（法第49条第2項の規定による協議会が組織されていない場合等（共同作成を除く。））

該当なし

別紙様式（復興整備事業ごとの農地等との調整状況）

1 農地転用等を伴う復興整備事業と農地等との調整調書

（別紙様式1）

図面 記号	地区名	復興整備 事業の種類	土地の主な 用途の種類	面 積	うち	うち	うち	事 業 主 体	施 行 予 定 年 度	予定人口 (世帯数) の規模等	土地利用 区 分	移転元との関連
					農地 面積	農振地 域面積	農用地 区域面積					
A-1	新蛇田	市街地開発 事業	住宅地	46.5ha	42.1ha	46.5ha	42.1ha	石巻市	H24～H32	3,020人 (1,160戸)	市街化 調整区域	移転元Ⅰ区域、47ha 市街化区域（南浜地区） 3,020人、1,160戸 移転跡地：公園利用47ha
A-2	新渡波	市街地開発 事業	住宅地	18.0ha	13.5ha	13.9ha	13.5ha	石巻市	H24～H32	650人 (250戸)	市街化 調整区域	移転元Ⅱ区域、15ha 市街化区域（渡波地区） 650人、250戸 その他：被災教育施設 3ha 計 18ha 移転跡地：防災ゾーン（緑地及 び産業系：非可住地）18ha
A-3	新渡波西	市街地開発 事業	住宅地	11.2ha	8.3ha	11.2ha	5.1ha	石巻市	H25～H32	810人 (310戸)	市街化 調整区域	移転元Ⅲ地域、35ha 市街化区域（湊地区） 1540人、590戸 移転跡地：産業系 （非可住地）35ha
<u>A-5</u>	<u>新蛇田南</u>	<u>市街地開発 事業</u>	<u>住宅地</u>	<u>27.4ha</u>	<u>23.0ha</u>	<u>27.4ha</u>	<u>22.5ha</u>	<u>石巻市</u>	<u>H25～H32</u>	<u>1,740人</u> <u>(670戸)</u>	<u>市街化 調整区域</u>	<u>移転元Ⅳ地域、73ha</u> <u>市街化区域(釜・大街道地区)</u> <u>2,290人、880戸</u> <u>市街化区域(中瀬地区)5ha</u> <u>40人、15戸</u> <u>移転跡地：産業系、公園利用</u> <u>(非可住地)78ha</u>
<u>A-6</u>	<u>あけぼの北</u>	<u>市街地開発 事業</u>	<u>住宅地</u>	<u>5.6ha</u>	<u>4.7ha</u>	<u>5.6ha</u>	<u>4.7ha</u>	<u>石巻市</u>	<u>H25～H29</u>	<u>430人</u> <u>(165戸)</u>	<u>市街化 調整区域</u>	<u>移転元Ⅴ地域、6.8ha</u> <u>市街化区域(住吉町他地区)</u> <u>430人、165戸</u> <u>移転跡地：堤防ゾーン</u> <u>(非可住地)6.8ha</u>

D-2	小室	集团移転促進事業	住宅地	0.8ha	0.235ha	0.123ha	0.004ha	石巻市	H24～H25	45人 (15戸)	都市計画区域外	移転元：都市計画区域外（小室地区）2ha、54人、18戸 移転跡地：漁業施設関連用地
D-3	桃浦	集团移転促進事業	住宅地	2.7ha	0.195ha	—	—	石巻市	H24～H26	71人 (24戸)	都市計画区域外	移転元：都市計画区域外（桃浦地区）1.6ha、71人、24戸 移転跡地：漁業施設関連用地
D-6	給分浜	集团移転促進事業	住宅地	2.9ha	0.742ha	—	—	石巻市	H24～H26	132人 (42戸)	都市計画区域外	移転元：都市計画区域外（給分浜地区）1.7ha、145人、45戸 移転跡地：漁業施設関連用地
D-7	十八成浜	集团移転促進事業	住宅地	3.3ha	0.189ha	—	—	石巻市	H24～H26	115人 (53戸)	都市計画区域外	移転元：都市計画区域外（十八成浜地区）3.4ha、175人、77戸 移転跡地：漁業施設関連用地
D-8	鮫浦	集团移転促進事業	住宅地	1.0ha	0.079ha	—	—	石巻市	H24～H25	74人 (18戸)	都市計画区域外	移転元：都市計画区域外（鮫浦地区）1.1ha、84人、22戸 移転跡地：漁業施設関連用地
D-10	名振	集团移転促進事業	住宅地	1.6ha	0.7ha	—	—	石巻市	H24～H26	99人 (33戸)	都市計画区域外	移転元：都市計画区域外（名振地区）2.6ha、192人、64戸 移転跡地：漁業施設関連用地
D-13	小指	集团移転促進事業	住宅地	1.2ha	0.309ha	0.309ha	0.270ha	石巻市	H24～H25	49人 (15戸)	都市計画区域外	移転元：都市計画区域外（小指地区）1.4ha、60人、20戸 移転跡地：漁業施設関連用地
D-15	泊浜	集团移転促進事業	住宅地	0.9ha	0.335ha	—	—	石巻市	H24～H25	24人 (13戸)	都市計画区域外	移転元：都市計画区域外（泊浜地区）0.5ha、38人、21戸 移転跡地：漁業施設関連用地
D-17	大浜	集团移転促進事業	住宅地	0.8ha	0.141ha	—	—	石巻市	H24～H26	30人 (10戸)	都市計画区域外	移転元：都市計画区域外（大浜地区）0.4ha、30人、10戸 移転跡地：漁業施設関連用地
D-18	波板	集团移転促進事業	住宅地	0.7ha	0.304ha	—	—	石巻市	H24～H25	26人 (12戸)	都市計画区域外	移転元：都市計画区域外（波板地区）0.3ha、26人、12戸 移転跡地：漁業施設関連用地
D-19	白浜・長塩谷	集团移転促進事業	住宅地	2.7ha	0.017ha	0.017ha	—	石巻市	H24～H26	107人 (44戸)	都市計画区域外	移転元：都市計画区域外（白浜・長塩谷地区）2.3ha、107人、44戸 移転跡地：漁業施設関連用地
D-20	釜谷崎	集团移転促進事業	住宅地	0.7ha	0.002ha	0.001ha	—	石巻市	H24～H25	29人 (12戸)	都市計画区域外	移転元：都市計画区域外（釜谷崎地区）1.0ha、29人、12戸 移転跡地：漁業施設関連用地

D-21	月浦	集団移転促進事業	住宅地	0.5ha	0.069ha	—	—	石巻市	H24～H26	24人 (8戸)	都市計画区域外	移転元：都市計画区域外（月浦地区）0.8ha、45人、13戸 移転跡地：漁業施設関連用地
D-24	小泊・大室	集団移転促進事業	住宅地	3.3ha	1.769ha	1.768ha	1.685ha	石巻市	H24～H26	167人 (60戸)	都市計画区域外	移転元：都市計画区域外（大室・小泊地区）4.0ha、167人、60戸 移転跡地：漁業施設関連用地
D-25	佐須	集団移転促進事業	住宅地	1.0ha	0.109ha	—	—	石巻市	H24～H26	71人 (22戸)	市街化調整区域	移転元：市街化調整区域（佐須地区）0.8ha、82人、24戸 移転跡地：漁業施設関連用地
D-27	折浜・蛤浜	集団移転促進事業	住宅地	1.6ha	0.168ha	—	—	石巻市	H24～H26	50人 (16戸)	市街化調整区域	移転元：市街化調整区域（折浜・蛤浜地区）0.6ha、54人、17戸 移転跡地：漁業施設関連用地
D-29	福貴浦	集団移転促進事業	住宅地	1.8ha	0.189ha	—	—	石巻市	H24～H26	74人 (21戸)	都市計画区域外	移転元：都市計画区域外（福貴浦地区）1.1ha、95人、27戸 移転跡地：漁業施設関連用地
D-30	大原浜	集団移転促進事業	住宅地	1.6ha	0.351ha	—	—	石巻市	H24～H26	43人 (23戸)	都市計画区域外	移転元：都市計画区域外（大原浜地区）2.4ha、86人、46戸 移転跡地：漁業施設関連用地
D-31	小湊浜	集団移転促進事業	住宅地	5.8ha	0.042ha	—	—	石巻市	H24～H27	335人 (93戸)	都市計画区域外	移転元：都市計画区域外（小湊浜地区）3.7ha、378人、105戸 移転跡地：漁業施設関連用地
D-32-B	鮎川浜東地区	集団移転促進事業	住宅地	6.0ha	0.340ha	—	—	石巻市	H24～H27	190人 (91戸)	都市計画区域外	移転元：都市計画区域外（鮎川浜地区）6.2ha、491人、235戸 移転跡地：漁業産業施設関連用地
D-33	谷川浜・祝浜	集団移転促進事業	住宅地	3.8ha	0.291ha	0.291ha	0.291ha	石巻市	H24～H26	79人 (27戸)	都市計画区域外	移転元：都市計画区域外（谷川浜・祝浜地区）3.2ha、131人、45戸 移転跡地：漁業産業施設関連用地
D-34	立浜	集団移転促進事業	住宅地	1.2ha	0.337ha	—	—	石巻市	H24～H25	48人 (11戸)	都市計画区域外	移転元：都市計画区域外（立浜地区）0.8ha、75人、19戸 移転跡地：漁業施設関連用地
D-37	雄勝中心部A	集団移転促進事業	住宅地	2.4ha	0.818ha	—	—	石巻市	H24～H26	62人 (26戸)	都市計画区域外	移転元：都市計画区域外（雄勝中心部A地区）0.8ha、62人、26戸 移転跡地：漁業産業施設関連用地
D-39	水浜	集団移転促進事業	住宅地	1.7ha	0.003ha	—	—	石巻市	H24～H26	77人 (28戸)	都市計画区域外	移転元：都市計画区域外（水浜地区）1.8ha、138人、51戸 移転跡地：漁業施設関連用地

D-40	分浜	集団移転促進事業	住宅地	0.6ha	0.273ha	—	—	石巻市	H24～H25	20人 (6戸)	都市計画区域外	移転元：都市計画区域外（分浜地区）0.7ha 46人、18戸 移転跡地：漁業施設関連用地
D-41	相川	集団移転促進事業	住宅地	1.6ha	0.420ha	—	—	石巻市	H24～H26	52人 (16戸)	都市計画区域外	移転元：都市計画区域外（相川地区）1.0ha 58人、19戸 移転跡地：産業施設関連用地
D-42	月浜・吉浜	集団移転促進事業	住宅地	1.4ha	0.264ha	0.264ha	0.262ha	石巻市	H24～H26	45人 (18戸)	都市計画区域外	移転元：都市計画区域外（月浜・吉浜地区）0.8ha 45人、18戸 移転跡地：産業施設関連用地
M-1	泊浜	その他施設の整備に関する事業	事業施設用地	19.5ha	16.6ha	16.6ha	16.6ha	サン・エナジー石巻㈱	H24～H25	—	都市計画区域外	
計				<u>181.8ha</u> 148.8ha	<u>116.89ha</u> 89.19ha	<u>123.97ha</u> 90.97ha	<u>107.01ha</u> 79.81ha			<u>8,788人</u> 6,618人 <u>(3,312戸)</u> (2,477戸)		

留意事項：本様式は、農林水産大臣又は被災関連都道府県知事の同意を得る際に復興整備事業ごとの農地等との調整様式として用いること。

なお、農林水産大臣又は復興関連都道府県知事は、本様式を同意の際に添付すること。同意できない地区がある場合は、当該地区欄に取消線を記載し、理由を付して被災関連市町村等に示すこと。

- (注) (1) 本様式については、復興整備計画及び土地利用方針に記載されているものの内、農地転用又は農用区域内の開発行為を伴うすべての復興整備事業について記載する。
- (2) 「復興整備事業の種類」は、法律第46条第2項第4号に規定する市街地開発事業、土地改良事業（非農用地区域を創設する場合）、復興一体事業、集団移転促進事業等の事業名を記載する。
- (3) 「予定人口（世帯数）の規模等」は、「土地の主な用途の種類」が住宅地の場合に記載する。なお、予定人口（世帯数）は、「移転元」の移転人口（世帯数）と最大でも同程度となるよう調整することに留意すること。
- (4) 「土地利用区分」は、都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別を記載する。
- (5) 「移転元との関連」には、土地利用方針の復興整備事業総括図中の移転元の図面番号（Ⅰ、Ⅱ、…）、面積、土地利用区分（都市計画の市街化区域内、市街化調整区域内、非線引き都市計画区域の用途地域内、非線引き都市計画区域の用途地域外、都市計画区域外の別）、移転人口（世帯数）及び移転跡地の利用計画等を記載する。

2 調整措置概要

地区名： A-1 新蛇田 地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

周辺地の汚水排水は公共下水道に接続予定である。また雨水排水についても調整池で流量調整を行った後、公共下水道に接続する予定であり、周辺農地に対する影響はない。

農業用水については旧北上川より取水を行っており、幹線用水路は土地区画整理事業地区外に位置することから、周辺農地への用水に対する影響は無い。また農業排水についても、土地区画整理事業施行地区外を流下する既存排水路及び幹線排水路を經由して北上運河に排水可能であり、周辺農地への排水に対する影響はない。

農業用排水については関係する蛇田土地改良区と確認・調整済であり、周辺農地での営農の支障はない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

土地区画整理事業の進捗に合わせ、農用地利用計画変更等の手続きを行う。
市街化区域編入の実施予定年度等については、今後検討する。

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名： A-2 新渡波 地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
<ul style="list-style-type: none"> ・周辺地の汚水排水は公共下水道に接続予定である。 ・雨水排水については調整池で流量調整を行った後、農業用排水路に放流し、流末の既設排水機場から海域へ排水する。 ・農業用水については事業地区北部の旧北上川より取水し、パイプラインにより供給されていることから、周辺農地への用水に対する影響はない。 ・農業排水については、事業地区中央を流下する農業用排水路を経由し、流末の排水機場より排水する。 ・新市街地からの雨水流入に伴う、排水路及び排水機場の能力等については、土地区画整理事業計画との整合について検証を行い、周辺農地へ影響を及ぼすことの無いよう適切な措置を講じる。 ・農業用排水については関係する稲井土地改良区と確認・調整済みであり、周辺農地での営農の支障はない。 									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
<p>土地区画整理事業の進捗に合わせ、農用地利用計画変更等の手続きを行う。 市街化区域編入の実施予定年度等については、今後検討する。</p>									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名： A-3 新渡波西 地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況

農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策

- ・周辺地の汚水排水は公共下水道に接続予定である。
- ・雨水排水については、今後、公共下水道計画区域に位置付け、新たな排水機場を設置し排水を行う計画であるが、事業計画区域への編入手続き等、事業完了までに相当の期間を要することから、新たな排水機場設置までの間は、既設排水機場の能力に応じた調整地を配置し、流量調整を行った後、農業用排水路に放流し、既設排水機場から海域へ排水する。
なお、本件については、土地利用方針が示されて以降、区画整理事業担当部局、公共下水道事業担当部局と協議、調整を行っており、周辺農地に対する影響はないことを確認している。
- ・農業用水については事業地区北部の旧北上川より取水し、パイプラインにより供給されていることから、周辺農地への用水に対する影響はない。
- ・農業排水については、事業地区中央を流下する農業用排水路を経由し、流末の排水機場より排水する。
- ・農業用排水については関係する稲井土地改良区と確認・調整済みであり、周辺農地での営農の支障はない。

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定

土地区画整理事業の進捗に合わせ、農用地利用計画変更等の手続きを行う。
市街化区域編入の実施予定年度等については、今後検討する。

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

2 調整措置概要

地区名： **A-5 新蛇田南 地区**

(別紙様式2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
1	国営土地 改良事業 地区調査	河南二期地区	農林水産省	4,994ha	H23～ H25	22.5ha	地区調査 実施中	直轄	河南二期地区（国営かんがい排水事業）については、石巻市の旧河南町地区及び東松島市の一部を受益地としている。 今回施行区域は、受益地区の東端に位置していることや、施行区域に含まれる面積が全受益面積に対して0.5%と軽微であることから、復興整備事業計画の決定後、地区除外することで北上土地改良調査管理事務所・宮城支所と確認済である。 また、今後の営農活動に支障のないことも、関係土地改良区と確認済である。
② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
<ul style="list-style-type: none"> ・周辺地の汚水排水は公共下水道に接続予定である。また雨水排水についても調整池で流量調整を行った後、公共下水道に接続する予定であり、周辺農地に対する影響はない。 ・農業用水については旧北上川より取水を行っており、幹線水路は土地区画整理事業地区外に位置することから、周辺農地への用水に対する影響は無い。また農業排水についても、土地区画整理事業施行地区外を流下する既存排水路及び幹線排水路を経由して北北上運河に排水可能であり、周辺農地への排水に対する影響はない。 ・農業用排水については関係する蛇田土地改良区及び河南矢本土地改良区と確認・調整済であり、周辺農地での営農の支障はない。 ・矢本蛇田線以北については権利者との合意形成の進捗を勘案し、1期耕作を行った後、市街地開発事業を実施する予定。なお、本地区の整備により、矢本蛇田線以北への用排水等耕作に与える影響はない。 									
③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
<p>土地区画整理事業の進捗に合わせ、農用地利用計画変更等の手続きを行う。</p> <p>市街化区域編入の実施予定年度等については、今後検討する。</p>									

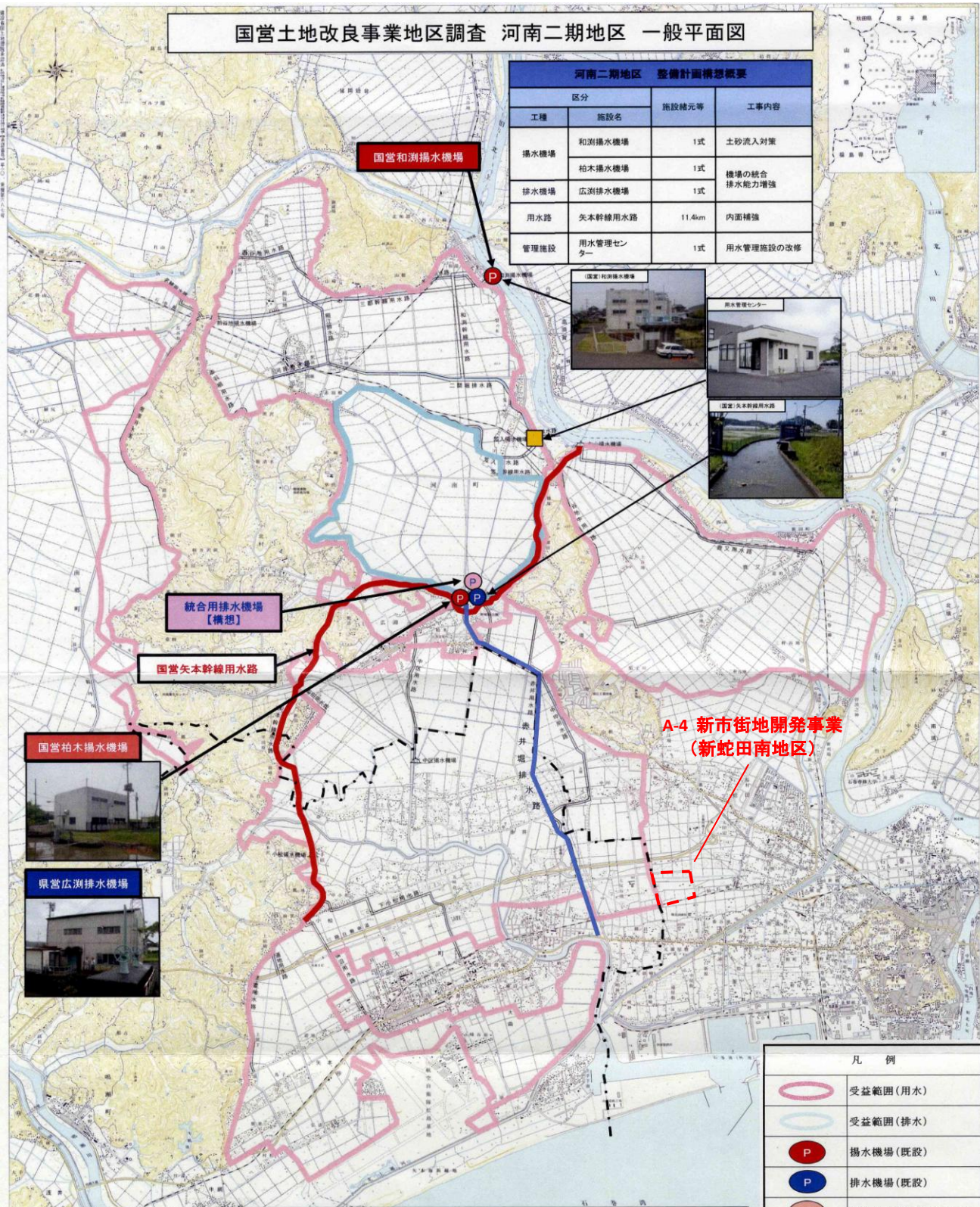
(注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。

(2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。

- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

国営土地改良事業地区調査 河南二期地区 一般平面図

区分		施設種元等	工事内容
揚水機場	和瀬揚水機場	1式	土砂流入対策
	柏木揚水機場	1式	機場の統合 排水能力増強
排水機場	広瀬排水機場	1式	
用水路	矢本幹線用水路	11.4km	内面補強
管理施設	用水管理センター	1式	用水管理施設の改修



事業構想については、東日本大震災により、見直す必要が生じたため変更有り

	受益範囲(用水)
	受益範囲(排水)
	揚水機場(既設)
	排水機場(既設)
	統合機場(用排水)【構想】
	用水路(国営)
	排水路(既設)
	用水管理施設
	市町村界

1 : 25,000

平成14年6月

2 調整措置概要

地区名： **A-6 あげぼの北** 地区

(別紙様式 2)

① 農業関係施策との調整状況									
農業 関係施策 図面番号	関係施策 事業名	事業地区名	事業主体	受益面積等	施行 年度	復興整備事業の施行区域 に含まれる受益地・施設		施策の 種別	当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に 含める必要性及び調整措置状況
						受益面積・ 施設等	施行状況		
	該当なし								

② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策									
<p>・周辺地の汚水排水は公共下水道に接続予定である。また、雨水排水についても調整池で流量調整を行った後、公共下水道に接続する予定であり、周辺農地に対する影響はない。</p> <p>・農業用水については旧北上川より取水を行っており、幹線水路は土地区画整理事業地区外に位置することから、周辺農地への用水に対する影響は無い。また農業排水についても、土地区画整理事業施行地区外を流下する既存排水路及び幹線排水路を経由して旧北上川に排水可能であり、周辺農地への排水に対する影響はない。</p> <p>・農業用排水については関係する蛇田土地改良区と確認・調整済みであり、周辺農地での営農の支障はない。</p>									

③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定									
<p>土地区画整理事業の進捗に合わせ、農用地利用計画変更等の手続きを行う。</p> <p>市街化区域編入の実施予定年度等については、今後検討する。</p>									

- (注) (1) 国の直轄又は補助等による事業で、完了（昭和 44 年農業振興地域の整備に関する法律制定以降に完了）したもの、実施中のもの、調査計画中のものであって、復興整備事業の施行区域に含まれるもの及びそれに接続しているものについて記載する。
- (2) 「受益面積等」は、当該事業の受益面積を記載する。また、「復興整備事業の施行区域に含まれる受益地・施設」の「受益面積・施設等」は、当該事業の受益地面積のうち復興整備事業の施行区域に含まれることとなる受益面積又は農業用排水路等の施設が含まれる場合には、その施設及び延長等を記載する。
- (3) 「施策の種別」は、直轄、補助等を記載する。
- (4) 「当該事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含める必要性及び調整措置状況」は、事業受益地等を復興整備事業の施行区域に含めることにより農林漁業と調整を要することとなる事項について、「都市計画と農林漁業との調整措置について」（平成 14 年農村振興局長通知）の第 3 章の第 2 を準用し、その調整措置状況を記載する。なお、周辺農林漁業関係施策に影響を及ぼす場合には、必要に応じ調整措置状況に関する資料を別途添付する。
- (5) 「② 周辺農地へ及ぼす影響と必要な対策」は、都市用排水による周辺農地に及ぼす影響と必要な対策について記載する。
- (6) 「③ 当該事業に係る土地利用基本計画の変更等（再ゾーニング）の実施予定」は、当該事業に係る再ゾーニングが必要な場合は、再ゾーニングの予定時期について記載する。

